

**令和7年度 あわら市企業等魅力紹介ガイドブック制作業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 趣旨

この要領は、あわら市が「あわら市企業等魅力紹介ガイドブック制作業務」に係る企画、取材、撮影、印刷等の業務を委託する委託候補者を公募型プロポーザル方式により特定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 業務名

令和7年度 あわら市企業等魅力紹介ガイドブック制作業務

(3) 業務内容

令和7年度 あわら市企業等魅力紹介ガイドブック制作業務仕様書による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年12月24日まで

2 委託限度額

6,300,000円（税込み）。なお、見積書の金額が委託限度額を超過した場合は、失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
- (2) あわら市入札参加資格のうち「物品等」の部門内で「印刷製本」、「広告・宣伝類」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。

- (6) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていないもの及び指名停止の措置要件に該当しないものであること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (10) 企画、取材、撮影、デザイン、印刷、ガイドブックの広報（パブリシティ広告、SNS等）、業務をすべて履行できる者であること。

4 企画提案に係る質問の受付及び回答

企画提案に係る質問の受付及び回答は以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年6月4日（水）午後3時（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式第6号）により電子メールにて提出すること。
- (3) 回答期日 令和7年6月9日（月）
- (4) 回答方法 あわら市役所ホームページで回答を公開する。

5 企画提案書等の作成及び提出

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、企画提案は1社1案とする。

- (1) 参加表明書（様式第1号） 原本1部
- (2) 会社概要書（様式第2号） 原本1部
- (3) 会社の概要が分かる資料（会社案内等） 1部
- (4) 業務経歴書（様式第3号） 原本1部

(1)～(4)の書類の提出期限等

提出期限 令和7年6月16日（月）午後5時（必着）

提出場所 あわら市役所 2階 商工労働課

提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、封筒の表に「あわら市企業等魅力紹介ガイドブック制作業務参加表明書」と明記すること。（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

- (5) 企画提案書（任意様式） 原本1部、副本7部

※原本の表紙のみに企画提案書（様式第4号）を綴ること。

企画提案書には、ガイドブック全体の構成案、表紙デザイン案、イラストマップのイメージ、資料第1号内①～⑤（③企業紹介頁案については（見開き・2社

分以上)) のデザインと記事レイアウト (企画案)、フロア用配下スタンドおよび郵送用封筒のデザイン案が分かるように作成すること。

ガイドブックを市内外の方への周知、PR できる独自の広報手段があれば記載すること。

- (6) 再委託計画書 (様式第 5 号) 原本 1 部、副本 7 部
- (7) 業務体系図 (任意様式) 原本 1 部、副本 7 部
- (8) 業務スケジュール (任意様式) 原本 1 部、副本 7 部
- (9) 見積書 (任意様式) 原本 1 部、副本 7 部
- (10) 暴力団等でないことに関する表明・確約書 (様式 7 号) 原本 1 部

(5)～(10)の書類の提出期限

提出期限 令和 7 年 6 月 26 日 (木) 午後 5 時 (必着)

提出場所 あわら市役所 2 階 商工労働課

提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、封筒の表に「あわら市企業等魅力紹介ガイドブック制作業務企画提案書」と明記すること。(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

6 審査方法

プロポーザルの審査は次のとおりとする。なお、提案者名を伏せて実施し公平性を図る。

(1) 第 1 次審査 (書類審査)

提出された企画提案書等を 7 で示す審査基準に基づいて審査し、得点順で上位 5 者程度を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が 5 者以下の場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

(2) 第 2 次審査 (プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第 1 次審査において選考された者に対して、企画提案についてプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施し、7 で示す審査基準に基づいて総合評価し、評価の高い順に受託候補者及び次点候補者を選定する。

プレゼンテーション日時

- ① 開催日時 令和 7 年 7 月 10 日 (木)
市が指定する時間 (提案締切後に通知)
- ② 開催会場 あわら市役所 2 階 会議室
- ② 参加人数 1 事業者につき 4 名まで
- ③ 実施時間 1 事業者につき 40 分程度

(プレゼンテーション 25 分以内、ヒアリング 15 分程度)

④ 機材等 スクリーン・プロジェクターは、市で用意する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を郵送にて通知する。なお、選考された者のみ第2次審査を実施する旨を通知する。

イ 第2次審査

審査結果を令和7年7月14日(月)頃に郵送にて通知する。

7 審査基準

プロポーザルは、以下の審査基準により総合評価を行う。

(1) 審査委員6名が下記で示す審査項目に基づき総合評価を行う。

(2) 審査項目及び配点(120点満点)

(3) 審査員の評価点数の合計が360点(720点満点)に満たない者は、委託候補者としなない。次点候補についても同様とする。

大項目	評価項目	評価基準	配点
コンセプト	企画概要	・ガイドブックの制作目的を理解し、その実現に有効的な考え方・内容及びコンセプトを提示しているか	10
業務遂行能力	体制・工程計画の適格性	・ガイドブック制作に必要な人選、人員配置を含め実施体制が適切か。 ・作業スケジュールなどの工程計画は妥当か。	5
企画内容	表紙案・イラストマップ案の評価	・表紙のデザインは、目につきやすく、あわら市らしさのあるデザインであるか。 ・イラストマップは、位置が容易に判断でき、見やすいデザインであるか。	15
	紙面の企画内容	・読者にとって読みやすく、理解しやすい誌面の企画やデザインであるか。(全体) ・中学生・高校生などの若年層が興味を持ち、ガイドブックを読もうと思える工夫があるか。	15

	企業紹介ページの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市の産業や企業等を紹介する上で、技術や魅力を伝えられる誌面上の工夫があるか。 ・同種同業社が複数掲載されても、異なる表現ができる工夫があるか。 	15
	定住者・移住者への訴求	<ul style="list-style-type: none"> ・あわら市での就職や、定住の一助になり得る企画を提案しているか。 ・移住定住者に向けて、あわら市の魅力を移住者目線で伝えられているか。 	15
	自由提案ページについて	<ul style="list-style-type: none"> ・あわら市での就職や、定住につながる企画を提案しているか。 ・提案内容に創意工夫があるか。 	15
その他	市内事業所への経済波及効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック制作にあたり、市内事業者にも経済効果が波及されているか。 	10
	ガイドブックの広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックを市内外への周知や広報PRは効果的か。 ・フロア用配架スタンド、郵送用封筒のデザイン案が魅力的なものであるか。 	10
	プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に説得力があるか、積極的に取り組む意欲を感じられるか。 	5
	見積金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の金額が提案内容に対して妥当であるか。 	5

8 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和7年5月26日
企画提案に係る質問の受付期間	令和7年5月27日から6月4日まで
参加申請書等の提出期限	令和7年6月16日
企画提案書等の提出期限	令和7年6月26日
第2次審査（プレゼンテーションの実施）	令和7年7月10日
審査結果（委託候補者決定）の発送	令和7年7月14日頃
業務委託契約締結	令和7年7月下旬

※予定であり、状況により変更になる場合がある。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) 見積書の金額が、見積限度額を超過した場合。

10 業務委託契約

委託候補者特定後、契約に係る協議を行い、協議が調い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

また、委託候補者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が調わない場合には、次点候補者と業務委託契約について交渉を行う。

11 その他、留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は当該プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) プロポーザルの参加に係る費用は、企画提案者の負担とする。

12 担当部署（書類提出・問合せ先）

あわら市 経済産業部 商工労働課 担当 北川

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1-1

電話：0776-73-8030／FAX：0776-73-1350

E-mail：syouko@city.awara.lg.jp